

奈良市行政不服審査会の概要

審議会等の名称	奈良市行政不服審査会
設置目的、担当事項	行政不服審査法第81条第1項に基づき設置するものであり、行政不服審査法によりその権限に属せられた事項を処理する。 行政不服審査法に基づき、奈良市長に対して提起された審査請求について、審査庁が諮問した事項について、審議調査し、答申を行う。
設置根拠法令等	行政不服審査法、奈良市行政不服審査法施行条例
設置年月日	平成28年4月1日
委員数	3人
任期	3年
委員構成	弁護士、税理士
公開・非公開の別	非公開
担当課	総務部法務ガバナンス課